

浄化槽を設置しよう!

家庭での浄化槽の設置方法と維持管理の方法を紹介します

ぼくの名前は
サップ!
浄化槽の
いろんな手続きを
紹介するね



東京のマンションから郊外の一軒家に引っ越した
小学生・山本太郎くんと浄化槽のお話です



10月1日 晴れ

今日からぼくの家で、浄化槽の工事がはじまりました。新築の家に引っ越したその日に、お母さんが市役所に行って、浄化槽の説明会に参加してきました。

市役所で聞いていたとおり、保健所に電話すると、ぼくの住んでいる地域の工事業者さんを紹介してくれました。「建築確認申請書」を工事の人へ渡すと、代わりに保健所に届けを出してくれて、工事は3日くらいで終わるそうです。

工事が終わったら、第1回目の点検があって、浄化槽がきちんと動いているかどうかを確認してくれます。それが終わると、「使用開始報告書」を出したり、法律で決められている検査を受けながら、浄化槽が使えるようになります。

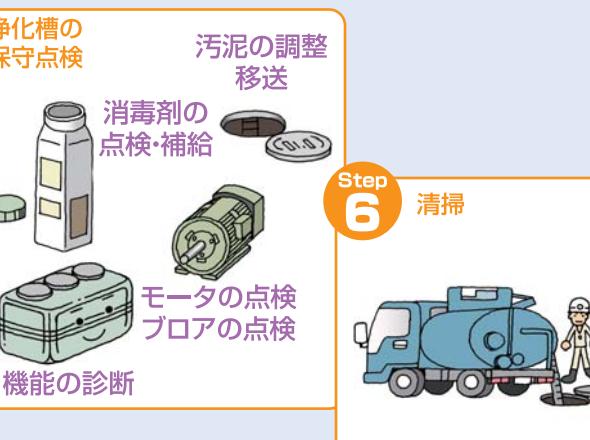
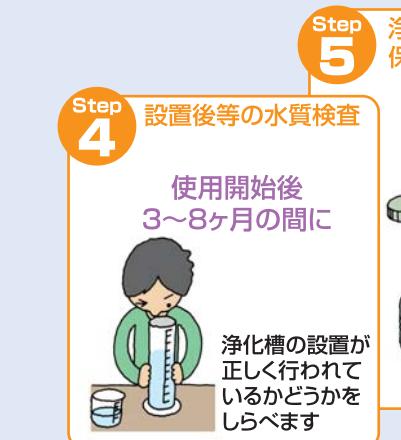
これからも、川や海の大切な「水」を汚さないように、家族みんなで協力して、水をきれいにしていこうと思います。



浄化槽を設置して、維持管理するための
7つのステップを紹介します



浄化槽
設置



迷わずできる浄化槽設置の手引き



浄化槽取扱いの
ルール「浄化槽法」

浄化槽の
製造

設置等の
確認申請
又は届出

浄化槽の
設置

保守点検
の契約

使用開始
報告

設置後等の
水質に関する
検査

保守点検
及び清掃

定期検査

国土交通大臣の認定を受けた浄化槽又は、大臣が定めた構造方法により作られた浄化槽
構造は建築基準法施行令に基づく告示で定められる

新築の場合は建築確認申請書に浄化槽仕様書を添付して建築主事の確認を受ける
改造の場合は保健所に提出

浄化槽の設置は浄化槽工事の技術上の基準に従う
保守点検は都道府県知事(保健所設置市では市長)の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託することもできる

使用開始直前に第1回目の保守点検を受ける
使用開始後30日以内に都道府県知事(市長)に浄化槽管理者の氏名、浄化槽の規模、設置場所、使用開始年月日を記載した使用開始報告書を提出

使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に、都道府県知事が指定する検査機関による水質検査を受ける

保守点検及び清掃はそれぞれの技術上の基準に従って実施
清掃は市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託
保守点検、清掃の記録を作成

毎年1回、都道府県知事の指定する検査機関による水質検査を受ける
廃止届
提出しなければ5万円以下の過料